

第 2 回質問に対する回答

(浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に関する民間事業者募集)

質問 番号	要項 ページ	項目名	質問内容	回答
1	P2	2 (1)	整備地①整備地②での整備を検討する場合に地中障害物等の施設整備に支障があった際に工事費用について協議を行うことは可能ですか。	整備地①及び整備地②には、従前、市営住宅が建築されていたことから、地中に給排水管等の市営住宅に関連する埋設物が残存している可能性があります。これらについては、原則として事業者による施設整備の中で撤去・処分していただくことを想定しています。 一方、市営住宅に関連するものとは認められない地中障害物等が確認され、施設整備に支障が生じる場合には、その対応及び費用負担について、市と事業者で協議するものとします。
2	P5	3 (2)	富士見保育所（公立）の閉所とありますが、いつごろの閉所を予定していますか。	富士見保育所は、令和 9 年度末をもって閉園の予定です。なお、閉園に向け、現在 4 歳児及び 5 歳児クラスのみです。
3	P6	4 (3)	保育時間の時間帯の変更は可能でしょうか。	浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けたガイドライン及び浅間保育所の建替えに伴う民設民営化に向けた民間事業者提案募集要項では、現在の浅間保育所の保育時間を下回ることがないよう保育を実施することとしています。この点を踏まえた具体的な保育時間の変更については、市と事業者で協議するものとします。
4	P6	4 (5) エ	障害児通所サービス実施において整備及び運営に係る補助金はございますか。	施設整備の補助金については、社会福祉法人を対象とした「障害児（者）施設設備費補助金」があります。この補助金については、令和 8 年 4 月 30 日に埼玉県福祉部障害者支援課が「令和 9 年度障害児（者）施設等の整備方針について」を発出しており、優先される案件として、「重症心身障害児・医療的ケア児を支援する障害児通所事業所及び児童発達支援センター」が示されています。また、スケジュールとして協議年度と整備年度があるため、保育所の開設時期と合わないことがあります。詳細は埼玉県にお問い合わせください。 なお、施設運営の補助金については、市独自の補助金はございません。サービス費用のうち原則 9 割を市から障害児通所支援給付費として給付いたします。
5	P7	4 (5) カ	地域子育て支援拠点事業、病児保育事業（体調不良時対応型）を補助事業として実施可能でしょうか。	地域子育て支援拠点事業につきましては、現在 6 か所で実施しており、現在の設置箇所数を維持していく予定のため、現時点では、補助対象事業として新たに設置する予定はありません。 病児保育事業（体調不良時対応型）については、現時点では未定です。今後検討いたします。
6	P10	6	「飯能市公立保育所あり方についての庁内検討委員」の構成を教えてください。	飯能市公立保育所あり方についての庁内検討委員会の委員については、飯能市情報公開条例第 5 条第 5 号の審議・検討に関する情報であるため公開できません。
7	P14	8 (1)	プレゼンテーション資料の規定はありますか。また、事前提出とありますが応募書類と同時に提出する必要がありますか。	プレゼンテーション資料に規定は設けていません。 また、資料（データまたは紙媒体問わない）は当日、提出していただく必要はありません。11 月 2 日

				(火) 16 : 30 (必着) までにメールまたは郵送にてご提出ください。紙媒体で提出される場合は、15 部ご用意ください。
8	P15	9 (1) エ	保護者等とありますが、保護者以外にはどのような方を指していますか。	保護者以外に、地域住民を想定しています。
9	P17	10 (7) ア	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱の該当する項目 (単価) 及び試算額をご教示ください。	就学前教育・保育施設整備交付金交付要綱は国が毎年度が示すものとなるため、単価等は該当年度の要綱に定めるものとなります。令和 8 年度の交付要綱では、「本体工事」が対象となり、対象となる場合には「特殊附帯工事」、「設計料加算」、「開設準備加算」等が算定できるものと考えています。(交付金交付要綱参照)
10	P17	10 (7) ア	飯能市保育所等施設整備事業補助金の単価及び試算額をご教示ください。	飯能市保育所等施設整備事業補助金は、就学前教育・保育施設整備交付金の交付決定を受けた事業に対し、予算の範囲内で市の負担割合を交付するものです。(補助金交付要綱参照)
11	P17	10 (7) ア	整備補助金の試算をいただけますか。	負担割合は国 1/2、市 1/4、事業者 1/4 です。試算額については、整備内容等により異なるため、お示しできかねます。
12	P18	●提出書類一覧	様式について多くの項目で任意様式とありますが、総量でどの程度のページ分量を想定されていますか。	特段、ページ数の制限はありません。プレゼンテーションの際、資料の説明及び審査等に支障のない範囲でご提出ください。
13	P18	●提出書類一覧	⑫保育所等整備計画、⑬保育所等運営計画において記載必須の項目はありますか。	⑫及び⑬ともに、記載必須としている項目はありませんが、募集要項 19 ページにある審査項目において、審査及び評価ができる内容をご記載ください。
14	P2	2 (1)	整備地②の各敷地内は、建物や人工物等がある場合は全て撤去後、更地としてお引き渡しいただくのでしょうか。また、以前にこの敷地内に建設されていた建物の履歴等が分かればご教示願います。	整備地②については、全ての建物・工作物等を撤去し、更地として引き渡すものではありません。現存するバス待合所及びごみ集積所は存置し、その部分を貸付面積から除外する予定です。防災倉庫は移設する予定であり、その他の建物・工作物等の取扱いについては、事業化に向けた協議の中で整理する予定です。 なお、当該敷地は、木造の市営住宅 19 戸の跡地であり、平成 14 年に建物を解体しています。